

別記

解決条件

一 工場主は解雇者九名に対し解雇手当五〇〇円を支給スルコト
右ノ通ニシテ解雇手当ノ外ニ酒肴料トシテ金二〇〇円ヲ工場主ハ
専横團ニ支給スルコトニシテ専横團ハ全員九名ノ解雇ヲ認ム

労組第四一三四第

昭和六年九月十七日

警視總監 高橋 宇雄

水一四一—二二四

内務大臣 安達 謙藏 殿

社会局長 官殿

各廳長 官殿

(八廳長) 官殿

東京セロイド加工所労働争議ニ關スル件 (第三報)

要旨

九月十号午前十時三十分折衝セル事案主ハ工場側領テ経営スルハ
閉鎖及対テ表出シ協賛スルニ至ラズ再考シテ交渉ヲ打切りタリ
又 九月十六日工場主ハ全額ノ方金ヲ提スルコトヲ工場ニ要シ視ハサテ職工側ハ全額
為シテ休末三十名等備員六名工場ニ宿泊シ表面交渉ヲ平復ナリ

棉花労働争議ノ其ノ後ノ経過ハ左記ノ通りニ有之

記

